諮問第145号

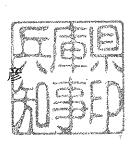
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、 諮問します。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋 藤 元



## するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、するめいかに関する令和4管理年度の漁獲可能量のうち 各都道府県に配分する数量(都道府県別漁獲可能量)がこのたび通知されました。 (令和4年2月15日付け3水管第2777号農林水産大臣通知)

上記特定水産資源の漁獲可能量は「現行水準」として示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量(知事管理漁獲可能量)を定めることとし、 兵庫県資源管理方針の「別紙1-3するめいか」に示す漁獲可能量の知事管理区分、 配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

## (漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量)

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量	
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準	

## ※参考 兵庫県資源管理方針別紙抜粋

(別紙1-3)

第1 特定水産資源 するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。 兵庫県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら オホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令 和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしてい る都道府県別漁獲 可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の 目安数量(トン)
すけとうだら			
太平洋系群			
すけとうだら			
日本海北部系群			
すけとうだら			
オホーツク海南部			
すけとうだら			
根室海峡			
するめいか	現行水準	0. 15%	104

(注記) 基本シェアの算定期間 (するめいか: 平成30年から令和2年、その他: 平成29年から令和元年) の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない